

日本バトン協会関東支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この支部は、日本バトン協会関東支部という。英文では JAPAN BATON TWIRLING ASSOCIATION KANTO(略称 JBTA KANTO)と表示する。

(所 属)

第2条 この支部は、一般社団法人日本バトン協会に属する。

(主たる事務所の所在地)

第3条 この支部は、事務所を東京都葛飾区新小岩1-4-2-11 中屋ビル304に置く。

(構 成)

第4条 この支部は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の1都7県で構成する。それぞれに都県協会を置く。以下都県協会と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 この支部は、バトントワリングの普及・振興に関する事業を行い、もって我が国のスポーツ芸術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 この支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バトントワリングの普及活動・創作活動の推進
- (2) バトントワリングに関する各種競技会、コンテスト、講習会、研修会等の開催
- (3) バトントワリングに関する技術認定
- (4) バトントワリングに関する指導者、審査員等の育成
- (5) バトントワリングに関する国際交流及び国際相互理解の推進
- (6) バトントワリングに関する機関誌、研修資料等の刊行
- (7) その他、この支部の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 正会員及び代議員

(正会員、代議員)

第7条 この支部の正会員（個人・団体）は、一般社団法人日本バトン協会（以下、本部と称する）の定款、各規程及び内規等に基づき入会したものとする。

2 支部の正会員は、本部の正会員であると同時に、所在する地の都県協会の正会員とする。なお、本部、支部、都県協会のうち、いずれか一つだけの会員となることはできない。

- 3 正会員の中から本部の定款に沿った人数の代議員を選出する。選出の方法は理事会によって決定する。

(入会及び入会金)

第8条

- (1) 個人会員 会員になろうとするものは、入会申込書を本部に提出し、本部理事会及びこの支部の承認を得なければならない。
- (2) 団体会員 会員になろうとするものは、入会申込書を本部に提出し、本部理事会及びこの支部の承認を得なければならない。
- 2 前項各号の会員は、本部の定める入会金を本部に納めなければならない。

(会 費)

第9条 正会員は、支部年度会費を納めなければならない。

- (1) 個人会員 認定会員 支部年度会費 1, 000円
一般会員 支部年度会費 1, 000円
- (2) 団体会員 支部年度会費 3, 000円

- 2 前項各号の会費は、本部納入確認後支部に送金されるものとする。

(指導員)

第10条 正会員のうち、指導員としての本部の認定を受けた個人会員は、この支部の理事会の承認を得ることにより、この支部を構成する1都7県において、指導員としての活動を行うことができる。

(任意退会)

第11条 正会員が退会しようとする時は、次の手続きを必要とする。

- (1) 個人会員 個人会員は、本部の定める退会届を本部理事会に提出しなければならない。
- (2) 団体会員 団体会員は、本部の定める退会届を本部理事会に提出しなければならない。

(処 分)

第12条 正会員が次のいずれかに該当する時は、細則の定めに従い処分する。処分内容については、理事にて該当する正会員の意見を聴取したうえ、理事会の決議によって決定する。

- (1) 本部定款その他の規則並びにこの規約及び細則への違反
- (2) 本部及びこの支部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為
- (3) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）
- (4) 犯罪行為
- (5) 差別
- (6) 試合の不正操作
- (7) 違法賭博
- (8) ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚せい剤等）
- (9) 個人の名誉、プライバシーの侵害
- (10) 職務や地位を利用した図利及びその斡旋・強要
- (11) 経理処理における他の目的への流用・不正行為
- (12) この協会の信頼を害する行為

(13) 反社会的勢力との交流

(14) その他社会規範に照らして不適切な行為を行うなど、処分すべき正当な事由があるとき。

2 正会員が、前項第1号又は第2号に該当するときその他正当な事由がある場合は、理事にて該当する正会員の意見を聴取したうえ、除名することができる。除名の処分は、総会の議決を経なければならない。

(資格の喪失)

第13条 次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を12月末日までに納入されないとき。
- (2) 当該会員が死亡、又は団体が解散したとき。
- (3) 退会したとき。
- (4) 除名されたとき。

第4章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は、都県協会より選出された代表者をもって構成する。

2 都県からの総会出席者数は別に定める細則によりこれを決定する。

(総会の招集)

第15条 定例総会は、毎年1回理事長が招集し、会計年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数等)

第16条 総会は、代表者数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者及び他の代表者を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、代表者である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第17条 総会は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、この支部の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会員への通知)

第19条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この支部に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内（うち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。）
- (2) 監事 3名以内

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は理事会で選出し、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を得なければならない。理事長、副理事長、代議員は理事会において選出する。

- 2 理事は、同一の親族、特定の団体及び企業の関係者その他関係のある者が複数含まれてはならない。
- 3 監事には、この支部の理事（その親族、その他特殊の関係がある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第22条 理事長は、この支部を代表し会務を統括する。

- 2 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位により副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき必要な業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この支部の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、この支部の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会の召集を請求すること。

(役員任期)

第24条 この支部の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(会長、副会長、顧問及び相談役)

第26条 この支部に、会長、副会長、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 会長、副会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 会長、副会長、顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 会長、副会長、顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

5 会長、副会長、顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職員)

第27条 この支部の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この支部に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この支部の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(4) 細則その他の規程の策定、改定及び廃止

(理事会の招集等)

第30条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を召集する。

3 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者とする。

4 理事会は、その目的及び事業を達成するために、別に定める各部及び各種委員会を置くことができる。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 資産及び会計

(事業・会計年度)

第32条 この支部の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会の承認を得たのち、直近に開催される総会において報告し、承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この支部の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録とともに、監事の意見を付け、総会において代表者総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第35条 この支部は、剰余金の分配を行うことができない。

(新たな義務の負担等)

第36条 収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において代表者総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約の変更は、総会において代表者総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第38条 この支部の解散は、総会において代表者総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 この支部の解散に伴う残余財産の処分については、総会において代表者総数の4分の3以上の議決を経て、この支部と類似目的を有する団体に寄附するものとする。

(委 任)

第40条 この規約に定めるもののほか、この支部の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により細則その他の規程に定める。

(細 則)

第41条 本規約の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成25年3月18日より施行する。
- 2 この支部の最初の事業・会計年度は、この支部の設立の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この規約は平成28年5月16日より一部改正する。
- 4 平成31年4月1日より西暦表示とする。
- 5 この規約は2019年5月14日より一部改正する。
- 6 この規約は2025年5月14日より一部改正する。